

平成 29 年度 第 1 回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 29 年 8 月 10 日 (木) 13 時 30 分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 尾崎 晴男 (東洋大学 総合情報学部 教授) 委員 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士) 委員 吉田 智也 (中央大学 商学部 准教授)
事務局等職員の 氏名及び職名	総合政策部長 島田臣己 契約検査課長 本多忠嗣 主査 長崎誉満 主事 伊藤大毅 下水道課 主査 関口宏幸 主任技師 青山拓未 ふじみ野交流センター 所長 根本忠昭 管財課 主査 奥野浩正 学校給食センター 所長 小泉肇 副所長 加覧質 道路治水課 主査 西條正章 水道課 主任 嶋田和朗 主任技師 大林晴章
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 (契約検査課長) 2 委員長あいさつ (尾崎委員長) 3 議事 (進行=尾崎委員長) <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ①平成 29 年度入札制度改正について ②建設工事等に関する入札及び契約状況について ③入札参加停止情報について (2) 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> ①建設工事案件に係る審議 (一般競争入札) 3 件 ②建設工事案件に係る審議 (随意契約) 1 件 ③建設関連業務案件に係る審議 (指名競争入札) 1 件 ④建設関連業務案件に係る審議 (随意契約) 1 件 (3) 委員による協議 (4) 審議結果講評 (5) その他 4 閉会 (契約検査課長)

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(1) 報告事項 (事務局から説明) <ol style="list-style-type: none"> ①平成 29 年度入札制度改正について ②建設工事等に関する入札及び契約状況について ③入札参加停止情報について 	事務局：富士見市の入札制度について説明を行った。 事務局：資料 1～6 に基づき説明を行った。 事務局：資料 7 に基づき説明を行った。

(2) 審議案件（事務局・担当課から説明）

平成 28 年度下期執行入札及び随意契約より 6 件抽出。

案件抽出委員：選定理由は、競争入札と随意契約の件数をまんべんなく選び、その中で高額なもの又は落札率が大きいものを抽出した。

① 建設工事案件に係る審議（一般競争入札）3 件

1 新河岸第 12-2-2 汚水管渠築造工事（第 2 工区）

委員：失格業者が多いのはなぜか。

委員：入札が不成立になる場合は、どのようなケースか。

委員長：最低制限価格の算出方法は公表しているのか。

委員長：最低制限価格の算出方法に当てはめて計算し、合計額が予定価格の 90%を上回った場合はどうなるのか。

委員：本工事は第 2 工区だが、第 1 工区等もあるのか。

委員：第 1 工区の請負業者が第 2 工区の工事もやりやすいということはあるのか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

2 市立ふじみ野交流センター太陽光発電設備修繕

委員：建設当時から太陽光発電設備は設置していたのか。

委員：太陽光発電設備を最初に設置したのは、新築時に建築工事を請け負った事業者か。

委員長：今回 4 者が入札に参加しているが、全て市内業者か。

委員長：設計額の内訳で、メインとなるものは何か。

委員長：パワーコンディショナーとはどのようなものなのか。

事務局：資料「様式第 6 号その 1」に基づき案件の説明を行った。

事務局：最低制限価格ギリギリを狙ったためではないかと推測できる。

事務局：入札者が 1 社しかない場合、または、すべての事業者が最低制限価格を下回った場合に取止めになっている。

事務局：公表している。

事務局：その場合の最低制限価格は、予定価格の 90%に設定される。

担当課：第 1 工区がすぐ近接にあり、9 月に発注している。

担当課：工事内容は同様のものといえるが、特別やりやすいということはないと思う。

事務局：資料「様式第 6 号その 1」に基づき案件の説明を行った。

担当課：平成 14 年の建設当時から設置している。

担当課：そのとおり。

担当課：そのとおり。

担当課：設計上大きな部分を占めているのは、パワーコンディショナーの費用である。

担当課：太陽光を取り込んだ際の直流電流を交流電流に変換することができる機械である。

委員：どういう経緯で修繕を行うことになったのか。

委員：当初設置した事業者に発注すれば、安価にできるということはないのか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

3 市立富士見ガーデンビーチ改修工事

委員：事業者は入札の際、入札金額のみを示すのか。

委員：事業者は設計金額をどのように算出しているのか。

委員：事業者が提出した内訳書と実際に設計した際の内訳が違った場合はどう対応するのか。

委員：落札候補者が2人以上いる場合はくじを用いて決定するが、その割合はどのくらいか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

② 建設工事案件に係る審議（随意契約）1件

1 加圧給水ユニット改修工事（学校給食センター）

委員：いつ頃故障したのか。

委員：11月の終わりから、着工するまではどうやって、凌いでいたのか。

委員長：11月ということになると、緊急という根拠が薄れるのではないか。

委員長：設計金額420万円はどういう内訳になっているのか。

委員長：設計仕様書作成の際、唯一見積りを徴取したテラルテクノサービス株式会社以外から何かしらの情報を得るということはしなかったのか。

担当課：パワーコンディショナーの機能が停止してしまっただけのため。

担当課：既存の機械自体がとても古いものだったということで、取替を行うこととなった。したがって、当初設置した事業者に限定しなくとも、適正な価格で行うことが可能だと調査の結果分かった。

事務局：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。

事務局：簡易な内訳書の提出を義務付けている。

事務局：設計仕様書に基づいて細かい項目を積み上げることにより算出している。

事務局：違っていたとしても失格にはしていない。

事務局：平成28年度、建築関係の入札は、くじを用いる場合が多かった。経費の見直しや最低制限価格の算出方法の見直しにより、くじになる機会が多くなっているため。

担当課：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

担当課：11月の終わりに気が付いた。

担当課：朝と帰りに職員が手動でスイッチを切り替えていた。

担当課：修繕方法の調査や事業者への見積り依頼にどうしても時間が掛かってしまい、結果として年度内に工事可能な事業者が4者中1者のみということと、すぐに契約を結ばないと年度内に間に合わないことが判明した。

担当課：ユニット自体が約330万円。弁類、配管材が約100万円。あとは細かい項目がいくつかある。

担当課：特にしていない。

委員：年度内の工事完了が不可能だと返答した事業者が3者存在するようだが、それを確認したのはいつか。

委員：1月ということは2箇月でできるかということになるが、そうすると設計金額をテラルテクノサービス株式会社が決めたようなものか。

委員長：この案件は緊急性が高かったということを考えて適切に行われたといえるので、妥当ということで審議を終了する。

③ 建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）1件

1 跨線橋定期点検業務委託

委員：業務内容はこういったものか。

委員長：どのように点検をするのか。

委員：現地踏査は定期点検と何が違うのか。

委員長：年度末に発注している理由は何かあるのか。

委員長：落札率が99.93%で、残りの2者は設計金額と同額で入札しているが、担当としてはどう考えているのか。

委員：点検後に結果報告等はあるのか。

委員：業務履行中に鉄道事故が発生する可能性があるということは受注を敬遠する理由の1つとしてあるのか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

④ 建設関連業務案件に係る審議（随意契約）1件

1 送水管布設（R470外）実施設計業務委託

担当課：平成29年1月である。

担当課：徴取した見積りを参考にして作成した。

事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

担当課：本件は国からの指導により、5年に1度行う歩道橋の点検である。具体的には、腐食度合やコンクリートのひび割れ具合等を目視点検するものである。

担当課：建設年数が経っている橋については、足場を組んで直接目視を行っている。また、新しい橋については、足場を組まず遠視点検を行っている。

担当課：現地踏査は点検する前に行う準備のことであり、いわゆる下見である。

事務局：1月に入札を行ったが、応札者1者のため中止となり、本件は再入札案件であるため。

事務局：線路の上に橋が架かっていることや、事業者は鉄道会社との協議など、河川に架かっている橋の点検とは違うことが影響しているかもしれない。

担当課：担当課と国へ報告書等の提出を義務付けている。

事務局：あくまで点検なのでそういった理由だけで敬遠するということは無いと思うが、点検は電車が走行していない限られた時間に行わなければならないことなども理由かもしれない。

<p>委員長：本件は具体的にはどのような業務なのか。</p> <p>委員：本件は平成27年度の設計業者である株式会社日水コンとの1者随意契約だが、他の事業者が受注した場合、どのくらい値段の差が出るのか。</p> <p>委員：なぜ、こんなにも金額の差が出てしまうのか。</p> <p>委員：なぜ、平成27年度に一度設計した所も含めて、業務を発注しなければならないのか。</p> <p>委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>委員各位：承認</p> <p>(5) その他</p>	<p>担当課：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。</p> <p>担当課：平成28年度に施工できなかった一部とそれに続く元々平成29年度に施工予定の箇所を合わせた設計業務である。</p> <p>担当課：本件の契約金額より300万円から400万円程度高くなってしまふ。</p> <p>担当課：他の事業者が受注した場合、現地踏査、測量事務及び構造計算等を最初から始めなければならぬため。また、株式会社日水コンは平成27年度設計時のデータを所有しているため、その部分の費用も抑えることができる。</p> <p>担当課：平成29年度に工事を発注する際に、施工箇所が一体となった図面が必要なため、平成28年度に施工できなかった箇所と元々平成29年度に施工予定だった部分を合わせて設計業務とした。</p>
--	---

委員会意見	◆特になし
-------	-------